

令和5年10月5日発行(毎月1回5日発行) 通巻第698号

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定 (10月)

P.4 特集 ~経営のヒント~

インボイス制度がはじまりました!!

P.6 全国先進組合事例

アップサイクルによる資源ロス削減を推進 (今治タオル工業組合)

P.7 組合Q&A

員外利用について 他

P.8 景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向 (令和5年8月期)

P.10 中央会だより

千葉県商工労働部との意見情報交換会開催 他

P.11 インフォメーション

中小企業生産性向上・設備投資促進補助金
令和5年度 中小企業向け次世代自動車用設備導入促進事業
千葉県最低賃金改正のお知らせ (千葉労働局)



2023
No.698

10

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（10月）

令和5年9月19日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
10/3	火	<u>組合後継者等育成事業</u> <u>組合運営実務（組合士養成）講習会①（制度・会計）</u>	経営支援部
10/4	水	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：若杉会	
10/6	金	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：千葉防食ライニング工事業協同組合	工業連携支援部
		<u>青年部研究会</u> 対象：茂原卸商業団地協同組合	
10/10	火	<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：野田工業団地協同組合	経営支援部
		<u>組合後継者等育成事業</u> <u>組合運営実務（組合士養成）講習会②（運営・制度）</u>	
10/11	水	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉県コンクリート製品協同組合	工業連携支援部
10/19	木	<u>組合等新分野開拓支援事業</u> 対象：千葉県測量設計補償協同組合	
10/24	火	<u>組合後継者等育成事業</u> <u>組合運営実務（組合士養成）講習会③（会計）</u>	経営支援部
10/26	木	<u>新連携・経営革新促進事業（中小企業連携促進県大会）</u> 対象：千葉県異業種交流融合化協議会、製造業関係会員組合等	工業連携支援部
		<u>連携組織活性化研究会</u> 対象：白井地区商店会連合会	商業連携支援部
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
10/11	水	<u>ふさの国 商い未来塾（第6回）</u>	商業連携支援部
■ 団体等支援事業			
10/26	木	<u>千葉県異業種交流融合化協議会 30周年記念式典</u>	工業連携支援部
■ その他			
10/11	水	<u>第75回中小企業団体全国大会</u> 対象：仙台国際センター展示棟（宮城県仙台市）	工業連携支援部 設立支援部

経営のヒント
インボイス制度が
始まりました!!

10月1日、いよいよ改正消費税法Ⅱインボイス制度が施行されました。

開始直前の9月には制度反対の声がテレビで盛んに取り上げられましたが、この制度が撤廃される可能性はゼロに等しく、事業者としては適切な対応を図ることが先決です。

改正消費税法施行に際し、インボイス制度に適切な対応をするために改めてチェックしたい項目を掲げて、組合事務局の皆さんのご参考に供します。

1. 組合がインボイス発行业者の登録をしていない場合

(1) 売上先は本当にインボイスを必要としないか?

インボイスを必要としない取引先

- ① 消費者
- ② 消費税免税事業者
- ③ 簡易課税を選択している課

税事業者は、もとよりインボイスを必要としませんから組合の売上先がこの①②③に限られるなら、組合がインボイスを発行しないことの事業収入への影響は基本的に皆無ですから、組合のインボイス不発行方針に問題はないでしょう。

他方、組合の売上先が②③以外の事業者であれば、組合のインボイス不発行はその事業者の消費税負担増加に直結します。

するとその売上先は組合との取引をやめインボイス付きの取引ができる相手を探すことも考えられます。この場合、組合のインボイス不発行は事業収入減少をもたらずでしょう。

制度施行の端緒において、このような観点からインボイス不発行の方針はそのままが良いのか、今一度検討してみましょう。

売上先と直接話し合っ上で上記②③に該当するかなどを確認することも有効で、場合によっては組合が迅速にインボイス登録する必要が生じるケースもあるでしょう。

2. 組合の仕入先(材料・商品仕入の他、諸経費の支払い固定資産の購入なども含む広義の「仕入先」です)にインボイス不発行の事業者はないか?

(1) 取引先についての情報収集

受取った請求書を確認すれば、インボイス発行业者か否かは明白ですが、組合が取引先に照会書を送ってインボイス発行の有無、インボイス発行の将来計画などを全取引先に確認することも有効です。

(2) インボイス不発行の仕入先への対処

インボイス不発行业者からの(広義の)仕入は、当組合が消費税課税事業者であり簡易課税制度を選択適用していない限り、消費税の負担増加に直結します。

仕入先にインボイス発行を促すことに加え、仕入先の変更を検討する必要が生ずるケースもあるでしょう。仕入先とのこれらの交渉につき、買手手であることの優越的な立場を利用した乱暴な言動や要求がないよう留

意します。

消費税法には、仕入先のインボイス不発行に起因する当組合の消費税負担増加に配慮した「免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置」が用意されていて、この10月1日から6年間は負担増加が緩和されるようになっていきます。この6年間の意識しつつ、インボイス不発行の仕入先と交渉することも必要です。

3. インボイスの保存

インボイスは7年間の保存が義務付けられています。

(1) 発行したインボイスの写しの保存義務

発行したインボイスの写しを保存することが義務付けられています。その「写し」とは、現物のコピーのほか、複写式の控・電子データ・レジのジャーナル・複数のインボイスの記載事項をまとめた一覧表形式などが想定されています。したがって現物コピー保存の方法にこだわる必要はありません。

(2) 受け取ったインボイスの保存

受け取った請求書は①登録番号あり(ⅡインボイスⅡ適格請求書)と②登録番号なし(Ⅱ区分記載請求書)に区分して管理・保存することが適切です。

先に見た「免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置」の適用には、②の請求書の保存が必要です。

(3) 保存方法の検討

組合が7年間保存しなければならぬ受取インボイスと発行インボイスの歴大化が予想される場合には、電子帳簿保存法の要件をクリアするスキヤナ読取り保存の導入も検討課題です。

4. 消費税の基本的な仕組みの理解なしにインボイス制度への適切な対応はあり得ませんからこの際、消費税の仕組み・インボイス制度とその施行に伴う経過措置や特例的な取り扱いについて、各々の理解を関連づけて整理しておくといでしょう。

また、

- (1) 消費税の納付税額計算における「仕入税額控除」
- (2) インボイスなしで「仕入税

額控除」ができるもの

税額軽減のための経過措置・特別な取り扱い

(3) 事務負担増加に配慮した特別な取り扱い

組合事務局のインボイスに係る日々の事務を適切に処理するためには、右に列記したような事項も記憶のどこかにとどめて、必要に応じ資料を参照できるようにしておきたいものです。

《消費税の仕組みとインボイス》

消費税10,000円は消費者が負担し、その納付(5,000 + 2,000 + 3,000)は流通各段階の事業者が行うことが図解されています。インボイスの有無はこれら事業者の納付額に直接影響し、もしこの下図の小売業者がその仕入時に支払ったはずの消費税7,000円についてインボイスがなければ納付税額は10,000円です。インボイスのない仕入については、事業年度内に預かった消費税から支払った消費税を差引く計算(仕入税額控と呼びます)は認められずこの場合10,000円7,000円=3,000円ではなく

10,000円=10,000円を納付することになるのです。

なっています。

特に「令和5年7月適格請求書保存方式の概要」には消費税のしくみからインボイス制度全般にわたり適切に解説されています。

また近時の改正項目もリーフレットに簡潔にまとめられています。

一読後はファイルしておく役割立ちます。

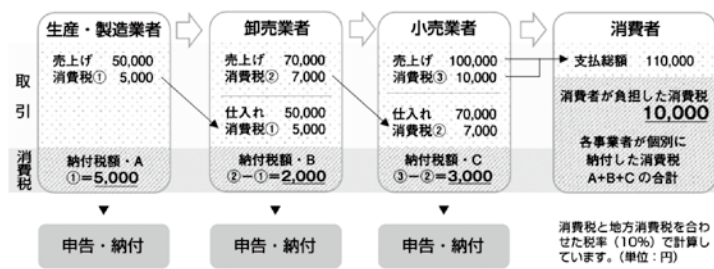
これらは税務署の窓口で、印刷製本された冊子として、またリーフレットとして受け取ることもできます。

② 《インボイス制度に関するQ&A》で検索すると、個別具体的な事項に対する指針や対処法が述べられていて、こんな時はどうしたら?との事務局の疑問にぴたり当てはまるものも少なくありません。

③ 《適格請求書発行事業者公表サイト》を検索すると、組合の取引先がインボイス発行事業者であるか否かがわかります。ただし検索は法人に限られ、併設サイトで法人番号を調べてから検索します。

(税理士 古知 潔)

消費税の負担と納付の流れ



国税庁の資料より転載

国税庁ホームページで参照できる有用な資料につき《検索キーワード》を列挙しますので、ぜひ活用してください。

① 《インボイス制度の概要》で検索すると
カラーのリーフレットやパンフレットが各種印刷できるよう

テーマ SDGsへの取り組みを通じた組合事業活性化・社会貢献

アップサイクルによる資源ロス削減を推進

今治タオル工業組合

長年にわたり組合としてCSR活動の重要性を認識し、一致団結して推進してきたことが成功のカギである。

背景・目的

日本最大のタオル産地として環境への負荷を抑えたタオル作りを模索していたが、特にタオルを製織する際に生じるタオルの端材（捨て耳）は今治だけでも年間数百トン発生していると推計され、産地として課題となっていた。

この課題に対応するため、繊維産地の連携や素材開発を推進している倉敷紡績株式会社（クラボウ）が取り組むアップサイクルシステム「L∞PLUS（ループラス）」を活用し、今治タオルの製織時に生まれる端材を再利用した糸を用いアップサイクルタオルとして新たな価値を創り出し、産地全体として廃棄物削減と資源の有効活用による循環型社会の実現を目指す取り組みを行った。

取り組みの手法と内容

タオルメーカーが端材を提供し、愛知県にあるクラボウ安城工場へ搬入。クラボウが独自の開繊・反毛技術を用いて繊維原料として再資源化し紡績する。タオルメーカーは（or今治タオル工業組合など）は、その「ループラス」糸を用いて製織することで、アップサイクルタオルが生まれる。

当該事業は、今治タオル工業組合内に設置している「イノベーションワーキンググループ」が主体となつて実施し、製品質に関わる糸の混率など最適な組合せを模索するために、ワーキンググループに参画するタオルメーカーがさまざまな試作サンプルを製作・評価した。現在では、クラボウとの取り組みにより、クラボウが製造販売する「ループラス」の糸の原料の一部として、タオル端材を提供できるようにまとまった。

今後、ループラスを使用した魅力的なタオル製品やタオル以外の繊維



端材（捨て耳）



アップサイクルタオル



産地で発生する端材を再資源化

製品の広がりによる需要拡大が循環型ビジネスを維持継続させていくための課題となるが、組合員による自由なものづくり（イノベーション）を後押しするために産地の新たな取り組みとしてPRするなどして、この循環型ビジネスを持続的なものとして確立していく計画である。

成果とその要因

従前からCSR（企業の社会的責任）活動に力を入れられおり、組合によるCSR活動は社会からの共感に繋がり、更に今治タオルブランドのブランディングにも寄与し結果、組合員自身の持続的経営にも

繋がる組合員が認識している稀有な組合である。つまり、今までの地道な取り組みによりCSR活動の重要性について組合員への浸透が図れていたことが、当該事業における成功要因である。

今治タオル工業組合

住所：〒794-0033
愛媛県今治市東門町5-14-3
設立：昭和27年11月
出資金：114,620千円
URL：https://itia.or.jp/
業種：工業組合
組合員：80社

組合 Q & A

員外利用について

「Q1」次のような場合は、員外利用に該当するか。

例1：組合員の取り扱う物品の共同販売事業を実施する組合が、組合員の取り扱っていない物品を員外者から仕入れ、組合で販売する（例えば、弁当の共同販売を実施する組合が、日本茶、みそ汁等を仕入れ、販売する）。

例2：中古自動車販売業者で組織する組合等で行う競売（オークション）事業に員外者が参加し、組合員に販売又は、組合員から購入する。

「Q2」組合が他の組合と共同して事業を行う次のような場合は、員外利用に該当するか。

例1：複数の商店街組合が、共同して連合大売り出しを実施する。

例2：複数の商店街組合が、共同商品券を発行する。

「A1」員外利用は、組合事業の一部を組合員の利用と競合する状態で員外者に利用させる場合に発生する概念であり、員外者が組合事業に関与していても、組合が購入す

る物品の仕入先、組合が販売する物品の販売先など組合員の利用と本来的に競合しない状態での関与であれば、員外利用の概念が生じないと考えられ、Q1のような場合はこれに該当すると考えられる。なお、左記の事例については、原則として員外利用規制に違反しないと考えられる。

組合員の利用と競合しない状態での非組合員の関与

①共同販売事業を実施する組合が、品揃えの充実のために非組合員の生産物品も販売する。

②新幹線の駅に共同売店を出店しているが、品揃えのため員外者の取り扱い物品も販売する。

③地域の商工業者、サービス業者等により構成されている組合が、情報ネットワークを提供し、このネットワークに非組合員の情報もインプットする。

④中古自動車販売業の組合で行うオークション事業に、非組合員（有資格中小企業者、大企業、他の同業種組合の組合員等）が参加し、組合員に販売する。

「A2」組合が他の組合と共同して事業を行う場合については、当該共同事業が各組合の組合事業として適切な内容の共同事業であれば、

各組合員にとって当該共同事業の利用は自己の組合事業を利用してにすぎず、員外利用の概念が生じないと考えられ、Q2のような場合はこれに該当すると考えられる。なお、左記の事例については、原則として員外利用規制に違反しないと考えられる。

組合等の共同事業

①複数の商店街組合が連合大売り出しを実施する。

②近隣の組合が共同して会館を設置する。

③複数の玩具の小売店組合が連携し、玩具の共同購入を実施する。

④複数の商店街組合が、共同して共通商品券を発行する。

⑤複数の商店街組合が連携し、それぞれが発行する商品券の相互利用を認める。

⑥複数のクレジットカードの組合が連携し、相互にカードの取扱いを認める。

また、上記の事例は員外利用規制に違反していないと考えられたが、以下の事例については、員外利用規則に違反するおそれがあると考えられる。

①クレジットカード事業を実施している組合が、非出資者の利

用を員外利用として計算する。
②共同店舗事業を実施している組合が、大企業に店舗の大半を賃貸する。

③建設資材の共同購買事業において、組合員の必要量を大幅に超えて大量に購入し、非組合員に販売する。

④仕出し弁当事業を実施している組合が、非組合員からも積極的に注文を受けて弁当を供給する。

⑤組合員従業員者宿舎に空き家が大幅に生じたため、一般者に対し賃貸する。

出資証券紛失の際の取扱いについて

「Q」協同組合の組合員が、その出資証券を紛失した場合、組合及び組合員はどのような手続きをしたらよいか。

「A」出資証券は、市場性を有する証券ではないから、一般の有価証券と同様に取り扱いする必要はなく、例えば預金通帳、領収書等の紛失の場合の取り扱いと同様組合員より紛失届を提出させ、それにより組合は新たに証券を再交付するだけで差し支えない。したがって、公示催告の手続きは要しない。

◎組合質疑応答集より転載

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和5年8月期

情報連絡員50名 回答数50名
(一部抜粋)

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は7から4に減少。「減少した」業種は5から10に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は12から11に減少。「減少した」業種は7から8に増加。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は2から3に増加。「悪化した」業種は9から8に減少。

前年同月比

- ▶ 製造業では、売上高において「増加した」業種は9のまま変化なし。「減少した」業種は5から6に増加。
- ▶ 非製造業では、売上高において「増加した」業種は17から14に減少。「減少した」業種は6のまま変化なし。
- ▶ 業界の景況では、「好転した」業種は5から6に増加。「悪化した」業種は17から9に減少。

製造業

【しょう油・食用アミノ酸製造】 【県内全域】

今年2回目の主要原料仕入価格交渉は、厳しい条件提示があった。提示額の再考を強く求め、継続交渉中。

【水産食料品製造】 【南房総市】

ALPS処理水を海洋放出し、魚介類、加工品の販売に若干の影響が出ている。

【パン・菓子製造】 【県内全域】

猛暑のため、日中は客足が遠のいているようで、夕方見える方が多い。今年は、昨年と比べお盆の時期でも8割減くらいで、お盆以降は客足がぱったりである。

【酒類製造】 【県内全域】

7月分報告として、売上高は前月比△13.7%、前年比11.7%増加。(例年、前月比はマイナスになる月)

10月25日に千葉県酒類業懇話会主催「とりどりの美酒を楽しむ会 in 千葉」の開催。

【牛乳小売】 【県内全域】

ガソリン代等の高騰を受け、配達業としては、非常に厳しい状況に置かれている。原料(商品原価)は、昨年より、3度も値上げが実施され、利益が圧迫されている店舗も

多いようである。

【印刷】 【県内全域】

8月の仕事は、前年同月に比べ、材料関係、電気料金値上げにより、販売価格の上昇となったが、利益については今後の課題。

【電気めっき】 【県内全域】

中国向け製品の動きが悪くなった印象。一方で、好況の製品もあり。8月の営業日数の関係で前月比売上高は減少したが、必ずしも悪況ではない印象。9月の景況感は会社毎で二分される予測を持つ。

【鉄工】 【千葉市】

全体的に受注状況は足踏みとなっており景況感は悪くなっている。部品調達は正常に戻りつつあるが、原材料の高騰は続いており収益状況は芳しくない。

【機械部品製造】 【野田市】

前月比稼働日数が少ない割には売上げが堅調だが、利益率は昨年度に比べて落ちている。燃料費、仕入れ価格の上昇分をカバー出来ていない。

【機械部品製造】 【流山市】

電気、ガソリン等の製造に係るコストが増加しているので、厳しい状況が続いている。

【金属製品】

【船橋市】

原材料費、人件費の増加傾向にあるが、景況感はやや上向き。

【土砂採取】

【県内全域】

骨材ダンプカーの運転手の減少が課題となっている。

値上げを打ち出したが、要望額に満たない事業者は、生産コスト急増のため、10月からの値上げについて、需要家に理解を求めている模様。

非製造業

【総合卸売】

【千葉県、東京都】

仕入価格や物流費の上昇を販売価格に転嫁できない状況が続き、採算は悪化しているが、飲食業向けの売上が回復してきており、昨年対比では増収基調となっている。

【医薬品卸売】

【県内全域】

実働日数は、前年と同じ22日、前月比プラス2日。前月比は、実働日数により販売実績が増減する傾向にある。全国的な新型コロナウイルス感染の感染再拡大傾向に伴い、関連薬剤等の需要が引き続き増加した。原材料の高騰により、商品価格の値上りの中、医薬品は公的薬価制度のため、販売価格転嫁が厳しい状況。

【青果卸売】

【千葉市】

猛暑の日が続き、青果物の生育に影響があり、市況において、若干高めになったものもあり、先月より売上高は増加したが、依然として、購買意欲は低調である。9月以降は、果実が多く出回るのので、期待したい。

【食肉卸売】

【成田市他】

枝肉を仕入れてもカシラや内臓等の副産物を販売することができないので、生体集荷は争奪戦のようになっている。今まで廃棄する傾向にあった豚足や耳の販売も視野に入れる。

豚の生体集荷が喫緊の課題である。異常気象（高温）により豚の成育が全国的に芳しくない。

【乾物卸売】

【県内全域】

消費動向は、落ち込んでいるのが現状。値上げの影響が大きいのか海苔商品の動きは鈍い。

【小売】

【柏市】

前年より上向きだが、前月より売上・採算は変わらず。

【電気機器小売】

【県内全域】

盆休み夏休み重なり実働が減り売上は低迷している。また、メーカー問屋とも休みが重なり、営業活動が停滞した。

【青果小売】

【千葉市】

前月並みに、昨年の110%位で推移している。しかし、高温のため、商品によっては、品質が落ちていのが気になる。入荷が不安定になる兆しがある。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

前月・前々月より、引続き自動車メーカー各社の生産回復により、新車の納車が順調に推移。新車納車が進む事で、下取車が増え、中古自動車の販売増へと繋がっている。一方で、中古車の小売は、前月比下降傾向で、中古車からの代替需要は、良い状況ではない。

【小売】

【東金市】

食品、ファッション関係がもう一息。飲食、サービス関係は動き始めている。昨対比は、若干ではあるが上昇傾向にある。コロナ前対比だと、まだまだ。

【商店街】

【千葉市】

9月の60周年記念オートラムフェアでは、抽選での賞品配布額を拡充します。また、その後の「ハロウィーンWEEK」では、館内装飾に努める。

【建設揚重】

【県内全域】

市況価格は若干上昇傾向にあるが、それ以外に燃料費の上昇に苦

慮している。

【警備業】

【県内全域】

花火大会の開催が続き、前月よりイベントにおける収益が増加。

【ソフトウェア】

【県内全域】

生成AIへ本格的に取組む事例が次々と報告されている。働き方を大きく変えていく要素になり得る。

【建設】

【市川市】

建築工事における原材料不足と価格や人件費の高騰等が継続している。

【貨物運送】

【野田市】

依然として、貨物量はあるものの利益を出すために苦労している。

【輸出】

【県内全域】

今月においては、成田空港の2店舗共コロナ以前の売上をものほかに上回るものであった。先月比で、125%に達している。また、前年比では、175%まで売り上げが伸びている。NAA（成田国際空港株式会社）より、旅客数は、コロナ前の約70%まで回復しており、さらに売上は空港内全店舗で95%まで回復とのことなので、円安による購買力のある外国人利用客の影響は大きい。

千葉県商工労働部と千葉県中小企業団体中央会との意見情報交換会 開催

本会は8月31日、千葉市内において、「千葉県商工労働部と千葉県中小企業団体中央会との意見情報交換会」を開催した。

同交換会は、各業界の現状や要望等について、相互に理解を深めることのほか、県当局と中央会の連携が一層強化され、適時適切な支援体制の構築が円滑に図られるよう開催している。

今回は、白井ショッピングセンター協同組合 鳥羽理事長より、



挨拶をする飯塚会長

「白井ショッピングセンター協同組合および株式会社鳥羽ミートの取組み」について、事例発表が行われた。

続いて、本会から県当局に対し、中小企業連携組織対策事業費補助金の拡充、人口減・高齢化の進む地域の活性化策等について要望を行った。

次に、千葉県の施策について、経営支援課、雇用労働課、産業人材課からそれぞれ説明がなされた。結びに、県当局及び中央会による意見情報交換が行われ、地域中小企業の振興に関連した施策の方向性や目標等について、双方とも



挨拶をする野村商工労働部長

意欲的かつ和やかな雰囲気の中活発な意見が交わされた。

令和5年度
「ふさの国商い未来塾」開催

本会は、9月13日、27日の2日間、千葉市内及び八千代市において、令和5年度ふさの国商い未来塾を開催した。

本講座は、全10回のカリキュラムで行われ、地域住民の快適な生活を支え、楽しみや触れ合いに満ちた商店街の活動を支援するとともに、活力ある地域づくりを担うリーダーの養成を目的開催している。

今年度（第26期）は、会場とオンラインにより開催され、

第4回（9月13日）は、八千代台まちづくり合同会社 代表取締役 吹上朋充氏による「八千代台のまちづくりの取組みについて」の講義の後、八千代台駅周辺の視察を行った。また、第5回（9月27日）は、まちづくりコンサルタント 梶岡誠生氏による「商店街でのコミュニティ運営、商店街・商店の実践的販路開拓術」と題した講義が行われた。

11月～12月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称です。農林水産の事業の使用労働者5人未満の個人事業を除き、労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険徴収法により労働保険の加入手続きを行う必要があります。

★労災保険は、労働者が業務災害や通勤災害を被ったときに、療養補償や休業補償などの必要な保険給付を行う制度です。

★雇用保険は、労働者が失業した場合に失業等給付を行うほか、事業主の方には失業予防及び雇用の改善等の措置に対して各種助成金を支給する制度です。

いずれも事業主に加入が義務付けられています。未手続事業の事業主は至急、加入手続きを行ってください。

詳細については、千葉労働局保険徴収課（TEL：043-221-4317）又は、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

令和5年度9月補正 千葉県事業

※令和5年9月定例県議会における予算措置を前提としています。



中小企業生産性向上・ 設備投資促進補助金

新型コロナウイルス感染症の5類移行等により社会経済活動が活発化し、県内経済も持ち直しつつある中、景気回復を確かなものとし、更に経済の好循環を促すための緊急支援として、DXによる省力化・業務効率化や、新事業展開・新商品開発など中小企業等における生産性向上を図るために必要な設備投資に補助を行います。

補助対象者要件

※令和5年8月現在

[補助対象] 県内の中小企業等

[対象経費] 生産性向上に資する設備投資

補助金額	補助率
500万円以内	補助対象経費の1/2以内

※受付開始時期などの詳細は後日、千葉県ホームページでご案内します。

お問い合わせ先

千葉県経済政策課

TEL 043-223-2703 受付時間 9:00~17:00

ちば 中小企業 生産性向上 検索



令和5年度 中小事業者向け次世代自動車用設備導入促進事業

県内の中小事業者等が行う、次世代自動車のインフラ整備（蓄電池、燃料等供給設備、外部給電器等）の導入費用の一部を補助します。

1. 補助対象事業者

県内の中小事業者等が、次世代自動車のインフラ整備の機器を導入する場合

※リースの場合は、貸し出し先が県内の事業者等であれば、補助の対象となります。
 ※次世代自動車とは、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいいます。
 ※対象となるインフラ整備については、下記「2. 対象」を参照してください。

2. 対象

蓄電池・燃料等供給設備・V2H充放電設備・外部給電器の設置費用

蓄電池の設置	再生可能エネルギー供給設備で発電した電力を蓄電する設備
燃料等供給設備の設置	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車に係る燃料等供給設備の設置 (例) 電気自動車用充電設備（急速・普通）、定置式水素ステーション
V2H充放電設備の設置	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車に係るV2H充放電設備の設置及び外部給電器の導入
外部給電器の導入	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車に係るV2H充放電設備の設置及び外部給電器の導入

※条件・注意事項等

- ・導入する事務所または事業所に、太陽光発電設備の併設が必要です。

3. 補助額

補助対象経費	機器購入費 (設備費及び機器を構成するために必要な付属品を含む。) ※設置工事費や撤去費等は除きます。また、中古品は対象外です。
補助額	補助対象経費の $\frac{1}{10}$ ただし、25万円を上限とする

4. 申請受付期間等

申請受付期間	令和5年6月1日（木）～令和5年 12月28日（木） ※補助対象事業の工事着手（発注等を含む）する 前 の申請となります。
--------	--

- ※申請受付期間内であっても、予算がなくなり次第、受付を終了します。
- ※その他、詳細については募集要領等を必ずご確認ください。

【連絡先】 千葉県環境生活部温暖化対策推進課
 TEL 043-223-4563

千葉県 次世代自動車 インフラ 補助金

検索





電気自動車や燃料電池自動車に係る
インフラの設置を検討されている中小事業者の方へ

充電設備・外部給電器の導入に
補助金をご活用ください！

R5
12/28(木)
まで！

【千葉県次世代自動車インフラ導入費補助金】

- 対象事業：
- 蓄電池の購入
 - 燃料等供給設備の設置
 - V2H充放電設備の設置
 - 外部給電器の導入

<対象>
千葉県内の事業所
または
千葉県内の事業所に設備の賃貸し
を行うリース事業者

＼電気自動車用の充電設備や蓄電池の購入に！／

インフラ設備への補助

補助額

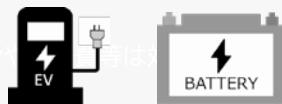
機器購入費の1/10の額
(ただし、1設備あたり25万円が上限)

(例)30万円の普通充電器の場合

$30 - 15 - 3 = 12$ 万円

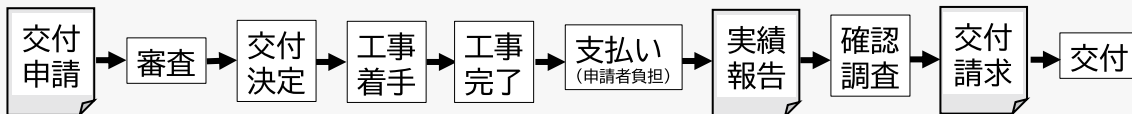
(国補助)(県補助) で購入可能

※設置工事費は別



※国補助の額は設備の種類によって異なります。
必ず国の補助金内容を確認してください。

申請の流れ



※交付対象や要件の詳細については、必ず「千葉県次世代自動車インフラ導入費補助金募集要領」を確認してください。

申請はオンラインでも受け付けています！ 詳細はお気軽にお問合せください。

千葉県環境生活部温暖化対策推進課
☎043-223-4563

千葉県 次世代自動車 インフラ 補助金

🔍 検索

千葉県最低賃金改正のお知らせ

1 改正内容などについて

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」（地域別最低賃金）が改正されます。



令和5年10月1日から
時間額 1026円 (従来の984円から42円引上げ)

- 使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。
- 賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。その際、①精皆勤手当、通勤手当、家族手当、②時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）、③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）は算入しません。

例 月給制、日給制の場合、時間額に換算して比較します。

- ・ 日給 8,000 円（1日の所定労働時間 8時間 00分）
 $8,000 \text{円} \div 8 \text{時間} = 1,000 \text{円}$
- ・ これに加え職能手当が月額 20,000 円（1年間における1か月平均所定労働時間数 160時間）
 $20,000 \text{円} \div 160 \text{時間} = 125 \text{円}$
- ・ $1,000 \text{円} + 125 \text{円} = 1,125 \text{円}$ ←千葉県最低賃金 1,026円以上であるのでOK

2 特例、助成金などについて

- 最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められています。
- 「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、ご注意ください。
- 中小企業・小規模事業者を支援する業務改善助成金があります。生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図る事業者に支給されます。

（照会先：業務助成助成金コールセンター 電話：0120-366-440）

お気軽にお問合せください

詳しくは厚生労働省 HP を
ご覧ください

業務改善助成金

で検索！

管理システム導入、機械や車の購入、教育
訓練など色んな設備投資に利用可能だよ。
最大 600 万円まで助成があるんだ。



最低賃金制度のマスコット チェックマン

- 「千葉働き方改革推進支援センター」では、業務改善助成金の申請や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っています。相談は無料ですので、御利用ください。

（照会先：千葉働き方改革推進支援センター 電話：0120-174-864）

【お問い合わせ先】 最低賃金の詳しい内容につきましては

厚生労働省千葉労働局労働基準部賃金室（☎043-221-2328）または最寄りの労働基準監督署まで